



さよなら——  
**「新村のジイチャン」**  
 玉木寅蔵さん  
**百二歳の生涯閉じる**  
 市内最長寿の玉木寅蔵さん（新村）が、十二月四日午前〇時十分心不全のため、自宅で百二歳の生涯を閉じました。  
 「新村のジイチャン」の愛称で呼ばれ、手づくりのオモチャを行銷しながら、多くの子どもたちに夢を運んできた寅蔵さん。もともとと長生きをして、県一、日本一になってはしかなかったのですが……心からご冥福をお祈りいたします。

**来年四月は地方統一選挙**

**郵便で投票できます**  
 来年四月は、地方統一選挙が行われます。本市は、県議選が四月八日、市議選が四月二十二日です。重度身体障害者で、次に該当する人は、郵便投票証明書の交付を受ければ、郵便で不在者投票ができます。  
 ▼身体障害者手帳を持ち ①両下肢が体幹の障害が一級か二級の人 ②心臓病・じん臓病・呼吸器障害が一級か三級の人 ▼戦傷病者手帳を持ち ①両下肢が体幹の障害が特別項症から第二項症の人 ②心臓病・じん臓・呼吸器障害が特別項症から第三項症の人。  
 別項症から第三項症の人。郵便投票証明書の有効期間は、交付の日から四年です。すでに交付を受けた人で、期間が過ぎたものは、郵便による不在者投票ができませんので新しい証明書の交付を受けてください。  
 詳しいことは、市選挙管理委員会（☎〇二二二二二二二二六）へおたずねください。  
**新有権者の感想文を募集します**  
 「応募内容と標題」成人を迎えた

人。または、迎える人の新有権者としての感想、または選挙を経験したことなどにより、地方自治や国政への参加について感じたこと、標題は内容にふさわしいものを。  
 「応募資格」昭和三十三年一月一日から三十四年十二月三十一日までに生まれた人。  
 「応募上の注意」作品は未発表のもので、四百字詰原稿用紙五枚以内、原稿の末尾に住所、氏名、性別、生年月日、職業を明記。またこの感想文募集が行われることを知った媒体名（新聞、テレビ、広報紙等）を記入。  
 「応募先」五十四年一月三十一日（当日消印有効）までに、市選挙管理委員会へ。

**冬の交通事故防止運動**

12月11日～1月10日

- 飲酒運転の追放
- スリップ事故の防止
- 夜間事故の防止
- 踏切事故の防止



～事故を呼ぶ 飲酒運転 雪の道～

**守りましょう 新潟県の最低賃金**

県最低賃金について11月号でお知らせしましたが、これにともない各業種の最低賃金も12月25日から次のようになります。使用者はこの額以上の賃金を支払わなければなりません。詳しい内容や不審の点は、新潟労働基準局へおたずねください。

業種	最低賃金		備考
	日額	時間給	
卸売・小売業	2,555円	320円	飲食店のほか、清拭・片付け・洗いなどの従事者は県最低賃金を適用
食料品製造業	2,625円	329円	包装その他手作業による軽易な作業従事者は県最低賃金を適用
出版・印刷業 同関連産業	2,784円	348円	雇用後6か月未満の技能習得中の者や、印刷物の整理・はさみ込みなどの軽易な作業従事者は日額2,480円 時間給310円
木材・木製品 家具・装飾品 製造業	2,763円	346円	家具・建具製造業で、雇用後6か月未満の技能習得中の者や、他業種の軽易な作業の従事者は日額2,500円 時間給313円
<b>県最低賃金</b>	<b>2,392円</b>	<b>301円</b>	<b>10月16日から適用</b>

〔注〕最低賃金額には、時間外賃金、精・皆勤手当 通勤手当・家族手当を含みません

**産業育成資金のご利用を 貸し付けわくを広げました**  
 市では、産業育成資金に新たに八百万円を追加し、貸し付けわくを広げました。  
 本年度の産業育成資金は、当初予算で五千三百万円を計上し、商工業主の皆さんから運転資金として、活用していただいているわけです。  
 しかし円高、不況とインフレなどで、私たちがとりまく経済環境は厳しく、最近では、この産業育成資金を利用する人が増えていません。  
 こうしたことから、より多くの商工業主の皆さんの手助けをしようということで、十一月二十七日

の臨時市議会に提案して、今回の措置となったわけです。  
 貸付限度額は三百万円。利率年六％で償還期限は二年です。  
 利用する人は、商工振興係（☎二二七）へ、お気軽にご相談ください。  
**離職後でも 「健康管理手帳」の 交付が受けられます**  
 労働安全衛生法の一部が改正され、離職後でも、一定の要件に該当すれば「健康管理手帳」の交付が受けられます。  
 詳しいことは、新潟労働基準局（☎〇二二二二二二二二六）へおたずねください。

**従業員退職金は、今や常識です。事業主のみならずも 第一線を引退したり、自分や工場に万一のことがあったりしたときに退職金が受けられる「小規模企業共済」制度に加入しませんか。**  
 ▼対象：従業員が二十人（商業とサービス業は五人）以下の個人事業主か会社役員。自由業の人も加入できます。  
 掛金月額：千円から三万円  
 詳しいことは、商工会または商工振興係へ。

**▲小規模企業共済**

**加入しませんか**

**中小企業倒産防止共済**  
 中小企業者の方が、取引先企業の倒産によって売掛代金の回収に困難が生じたり、資金繰りが苦しくなったりして、この結果連鎖倒産に追い込まれる例が少なくありません。  
 そこで、このような事態を防止するため「中小企業倒産防止共済」制度に加入しますと、被害額が、あらかじめ積み立てた掛金総額の十倍相当額が、いづれか少ない額の貸し付けが受けられます。  
 ▼対象：引き続き一年以上事業を行っている中小企業者 ▼掛金：五千円、一万円、一万五千元、二万円のいずれかで、掛金総額が最高百二十万円まで ▼共済金の貸し付け：加入後六か月以上経過した加入者の取引先企業が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合  
 詳しいことは、商工会または商工振興係へ。

**善意**  
 ありがとうございます  
 ▼白根第一中学校（山田学級）へ  
 ロータリークラブ：スライド映写機一台  
 ライオンズクラブ：学習用整理棚二箇  
 ▼市へ  
 薄田起石さん（石門会主宰・能登）：書  
 作展の収益金十万円

**くらしと税金**  
 私たちは、住宅の購入資金や思いがけない出費などにそなえて、預金をしたり公社債を買ったりして貯蓄をしています。  
 これらの預金や公社債の利子には、利子所得として所得税がかかることになって、税金がかからない制度があります。  
**非課税となるのは：**  
 ①少額貯蓄の利子——預貯金の利子や、貸付信託などの収益の分配金は、一人元金三百万円まで  
 ②少額公債の利子——国債や公募地方債の利子は、①とは別わくで額面金額三百万円まで  
 ③勤労者財産形成貯蓄の利子——  
 給料から天引きして貯蓄する勤労者財産形成貯蓄の利子には、①②とは別わくで、元金五百万円まで税金がかかりません。このほか、郵便貯金の利子も非課税です。  
**住宅貯蓄控除**  
 住宅を購入するための貯蓄で次の要件にあてはまる時は、所得税の「住宅貯蓄控除」が受けられます。  
 ■定期的（三年以上）の積立てをすること ■積立金は、利子とともに全部を住宅購入資金にあてること ■積立期間満了後、一定期間内に自分で居住する住宅（床面積が百六十五平方メートル以下で、敷地面積が三百平方メートル以下）を購入すること……などで詳しくは、新潟県税務署・税務相談室（☎〇二二二二二二二五）へおたずねください。